

姫路城との差別化（1）

－彦根城及びその関連資産の世界遺産登録への示唆－

平成 27 年 8 月

滋賀県 ・ 彦根市

はじめに

彦根城の世界遺産登録にあたって、文化庁から「既登録資産である姫路城との差別化」「国内の他の城郭との比較検討」「城下町部分を資産とするかどうかの検討」という3つの課題が示されている。本報告書は、そのうちの第1の課題である「既登録資産である姫路城との差別化」について考察し、結論を出すことを目的とする。

まず、姫路城の世界遺産登録時に作成された推薦書を検証し、姫路城の登録概念を明確にする。次に、分析結果から彦根城及びその関連資産の登録に向けて示唆されることを挙げ、姫路城との差別化について検討する。

目次

1	姫路城の登録概念の検証.....	1
	(1) 資産の範囲.....	1
	(2) 資産の内容－歴史.....	2
	(3) 資産の内容－内容説明及び目録.....	3
	(4) 資産の保護状態.....	6
	(5) 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明.....	9
	(6) 姫路城の登録概念.....	13
2	彦根城及びその関連資産の世界遺産登録に向けての示唆.....	14
	(1) 建造物群としてではない価値について.....	15
	(2) 軍事以外の機能・価値について.....	15
	(3) 社会・経済など地域の特性について.....	16
	【参考資料】 彦根城・姫路城比較表.....	18

1 姫路城の登録概念の検証

1992年に提出された姫路城の世界遺産登録推薦書¹（以下「推薦書」という。）及び1993年10月のイコモス勧告²（以下「イコモス勧告」という。）から、姫路城世界遺産登録の「資産の範囲」「資産の内容」「資産の保護状態」「世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」の記述を検証し、登録概念の性格と範囲を確認する。

（1）資産の範囲

資産の範囲については、推薦書に掲載されている付属資料 3a「資産範囲図」によると、特別史跡姫路城跡の指定範囲がそのまま構成資産の範囲となっていることが分かる（約107ha）。

姫路城は、内堀に囲まれた内曲輪、中堀に囲まれた中曲輪、外堀に囲まれた外曲輪によって構成されており、現在は内堀と中堀の一部が残されている。このうち特別史跡の範囲は、内曲輪のすべてと中曲輪の大部分にあたる。ただし、中曲輪の南東隅の一角は、昭和3年の史蹟指定当初から含まれておらず³、構成資産の範囲にも含まれていない。

内曲輪は城跡として整備・公開されているが、内曲輪の東端と中曲輪にまたがった区域には姫路市立動物園がある。中曲輪には、学校や博物館・美術館、病院、自動車学校、再開発ビル、観光客向け店舗などの近代の施設があり、南側の一部は市街地になっている。これらすべてを含めて世界遺産の構成資産の範囲としている。

バッファゾーンの範囲は、姫路市が平成元年に策定した「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」の対象区域を準用しており⁴、外曲輪の範囲とは一致していない。南側は、天守を望む駅前の手前通りが含まれているが、その他の部分は市街地化が著しく、含まれていない。東側は、外堀の遺構が水路として残されており、外堀のラインまでをバッファゾーンとしている。北側は、外曲輪の範囲を越えて、北に伸びる生野街道沿い（野里地区）がバッファゾーンに含まれている。ここは町家が残存する地区である。西側は、外曲輪の外側にある男山や景福寺山を含むようにバッファゾーンが設定されている。

¹ 文化庁が運営するウェブサイト「文化遺産オンライン」より。

(<http://bunka.nii.ac.jp/suisensyo/himeji/index-j.html>)

² ユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲載されている姫路城の「Advisory Body Evaluation (1993)」より。(<http://whc.unesco.org/en/list/661/documents/>)

³ 「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（姫路市、平成23年3月）25頁より。

⁴ 同64頁より。

(2) 資産の内容—歴史

姫路城の所在する地は古来西日本の交通の要衝にあたることから、16世紀末には後に日本を統一した豊臣秀吉により城が築かれた。その後、1600年に徳川幕府の大名として城主となった池田輝政が、1601年から1609年にかけて古城を廃して新たに城を築造しなおした。現在残されている姫路城の建造物群や二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける所在地域の構成は、ほぼ池田輝政時代のものである（付属資料 5-1・6）。当時の建造物は、軍事防御施設である天守や櫓・塀・門と、城の居館から構成されていた。その後1617年に城主となった本多忠政が徳川家康の娘を迎えたため、内郭の西端の一郭だけは改修されている。

城は、それを中心にして城下町が形成され、城主たる大名は交代したが、270年間、藩の中心として機能した。1868年、幕府が倒れ、新政府によって各地の城郭は破却された。この姫路城も新政府の軍用地（国有地）となり、内郭西端の一郭にあった御殿や外郭の建物（武家屋敷）が除かれ、陸軍師団司令部施設や兵舎が建設された。しかし、天守群等をはじめとする内郭の重要な建造物群は残されることになった（付属資料 5-2）。一時は城内の荒廃が著しく、売却の危機もあったが、陸軍大佐であった中村重遠らの努力により保存されることとなった。1919年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法により、1929年に史跡に、さらに1929年に制定された国宝保存法により1931年に国宝に指定され、文化財としての保存の道が開かれた。それらは現在の文化財保護法に引き継がれている。この間、第二次世界大戦では幸い空襲にあわず、敗戦による軍隊の廃止に伴い、所在地域の兵舎等の軍用施設が官庁等の公共建築に建て替わったが、城の内郭中心部の指定建造物は今日までよく保存維持されている。

なお、自然災害については、創建以来、地震で被害を受けたことはなく、台風により指定建造物の一部の屋根瓦や壁等に被害を幾度か受けているが、倒壊にいたるような大規模な被害はない。

（推薦書「3. 資産の内容」「a) 歴史」より引用）

推薦書では、資産の内容における歴史の記述については、城郭の形成過程と近代以降に失われた部分、残された部分の歴史的経緯を説明している。その中で、江戸時代の城の機能については、「城は、それを中心にして城下町が形成され、城主たる大名は交代したが、270年間、藩の中心として機能した。」という記述があるだけで、これ以上は説明されていない。

なお、「二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける所在地域の構成」と書かれているが、本来は三重の堀である。ここでいう「外濠」は中堀、「外郭」は中曲輪を指すと考えられ、あまり残っていない外堀や外曲輪については触れられていない。

(3) 資産の内容—内容説明及び目録

次に、推薦書の「資産の内容」について見る。全体を通して、軍事的機能の高さとそこから生まれた芸術的な美しさが強調されている。

以下、軍事的機能の記述に下線、美しさの記述に二重下線を付して引用し、考察する。

姫路城の指定建造物は、以下に述べるように、17世紀初頭の一連の軍事施設として歴史的配置を維持するとともに、芸術性の高い優れた意匠になるもので、世界遺産条約第1条の建造物群に該当する。その82棟の国宝・重要文化財指定建造物目録は、付属資料6にある。

指定建造物の大部分は、池田輝政時代の1601年から1609年にかけての建築であるが、西端の一郭の櫓・土塀は本多忠政が17世紀前期に改修したもので、南端の一郭の東端の門は池田時代以前の1599年の建築である。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

ここでは「建造物群に該当する」と明記されているとおり、種別は世界遺産条約第1条の建造物群を適用させている。したがって、構成資産として目録に挙げているのは天守・櫓・門・土塀といった建造物群（いわゆる作事）だけで、構成資産の範囲に含まれる石垣や堀などの土木工作物（いわゆる普請）は触れられていない。「歴史」の記述の中では、姫路城は内郭と外郭に分かれると述べられているが、建造物群の説明に限定されるため、内郭の中でも建造物群が残っている本丸・二の丸・西の丸を対象としている。

「西端の一郭」とは西の丸を指す。「南端の一郭の東端の門」は、上山里曲輪の「りの門」を指す。りの門は、慶長4年（1599年）の墨書が見つかっており、関ヶ原の戦い以前のものであることが判明している。一部の建造物は建築の時期がやや異なるが、大半は17世紀初頭に建てられたことを説明している。

その建造物群の中心は、屋根を重ねて高くつくった楼閣状の建物からなる天守群である。その周辺には見張り等の目的の櫓、城の防御のための門や土塀が周到な配慮のもとに配置してあり、市中からも遠望できる美しい全体の姿が構成されている。

城の中心となる天守群は、内郭の北東よりの最も高い位置に建っている。5層の屋根を重ねた大天守と3層の屋根を重ねた東小天守・乾小天守・西小天守の4つの建物を4隅に置き、それぞれを廊下状の櫓でつないで、四角の形に建物を配置する。

天守群の西南は、天守群にいたる主要通路になっている。この天守群に向かって、城の防御のために徐々に高くなるように地形が区画され、区画の境に土塀が建っている。土塀の途中で門を開く。天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している。とくに天守群に近い門は、土塀の一部を利用した簡略な形で、

城を襲撃する外敵の目をあざむくように工夫されている。

(推薦書「3.資産の内容」「b)内容説明及び目録」より引用)

建造物群の中心として、「屋根を重ねて高くつくった」と外観を重視した天守群の構成と、櫓、門、土塀が防御上重要な役割を果たしていることを説明している。これらを「市中からも遠望できる美しい全体の姿」と述べ、芸術性の高い優れた意匠として説明している。以下、細部の構造を説明し、「城を襲撃する外敵の目をあざむく」ための施設と説明している。ここでも軍事的機能の高さが強調されている。

天守群の北側に建つ櫓は、戦争時に城にたてこもる際に必要な食糧等の物資の貯蔵のための建物である。

(推薦書「3.資産の内容」「b)内容説明及び目録」より引用)

「天守群の北側に建つ櫓」は、北腰曲輪の櫓群（イ・ロ・ハ・ニ・への渡櫓とホの櫓）を指す。平時の役割については触れておらず、あくまでも戦争時の役割に特化して説明している。

天守群の東側の道は、わざと曲がりくねって急勾配にし、敵を通りにくくした、城の防御を考慮したつくりである。道をのぼりきった位置には、櫓・門・土塀があり、せめのぼってきた外敵を上から攻撃できるようになっている。

(推薦書「3.資産の内容」「b)内容説明及び目録」より引用)

「天守群の東側の道」は、「との四門」から「との一門」に至る搦手口の坂を指す。「との一門（櫓門）」と「との二門（高麗門）」の間は枅形になっており、「外敵を上から攻撃できるようになっている」とし、城内の道や門の構造も軍事的機能という観点だけで説明している。

天守群の南の一郭、備前丸は、現在は空地になっているが、もとは城主の居館が建っていたところである。これらの建物は、1882年に火災で焼失した。

内郭の西端の一郭は、本多忠政が整備したところで、現在は外廻りの櫓・土塀を残すだけで敷地は庭園となっているが、もとは城主の居館・御殿が建っていた。この部分の建物は、1874年に軍隊の兵舎設置のため撤去された。

(推薦書「3.資産の内容」「b)内容説明及び目録」より引用)

ここでは、備前丸と西の丸の御殿が失われたことが書かれている。正確には、西の丸の御殿は城主本多忠政の嫡男忠刻の居館である。実際には、これ以外に三の丸の御殿があり、ここが政務の中心となり「本城」と呼ばれたが、記述されていない。

なお、西の丸の御殿があった敷地が現在庭園になっていることが述べられているが、この庭園は本来のものではなく近代以降に整備されたものである。

土塀や櫓には、丸・三角・四角の銃眼が開いており、防御を目的とする城郭建築の特徴をよくあらわすとともに、独特の意匠をつくりだしている。

姫路城の建造物群は、すべて木造、瓦葺で、白色の土塀で統一された優美な外観をもつことから、白鷺城の別名をもち、その名でも広く知られている。

(推薦書「3.資産の内容」「b)内容説明及び目録」より引用)

このように、推薦書は、姫路城の現存する建造物群をすべて軍事的視点から説明しており、白色を基調とした外観が優美であることを述べている。

ただし、軍事的機能については、説明が天守・櫓・門・土塀に限定されるため、曲輪の配置や三重の堀、石垣などを含めた縄張の全容には言及していない。

また、平時の機能については、備前丸と西の丸の御殿があり、それが失われたことを簡単に説明するにとどまっている。軍事的な施設であるはずの城郭をなぜ美しくする必要があったのかは、説明されていない。

(4) 資産の保護状態

次に、資産の保護状態について述べる。

指定建造物については、1934年から1964年までの30年間に必要な保存事業を完了しており良好に保存されている。近い将来大きな保存事業は必要ない。

この他史跡地内には、縄張を示す石垣、塀、土塁が内郭・外郭ともに良好に残っている。外郭の建造物がなくなっているが、門跡と石垣が良好に残っている。外郭の東側の外濠は近年まで空濠となっていたものを1987年から1991年にかけて水濠に復原し、南側の土塁は住宅地化していたものを1987年から1991年にかけて復原している。

(推薦書「4. 資産の保護状態」 「a) 現況」より引用)

推薦書の「資産の内容」までの部分では建造物群についてのみ説明していたが、「資産の保護状態」の説明の中で、建造物群以外の石垣や土塁に初めて言及している。

上記の引用文中でいう「内郭」は内曲輪、「外郭」は中曲輪を指すと考えられる。「石垣、塀、土塁が内郭・外郭ともに良好に残っている」と書かれているが、実際には塀が現存するのは内曲輪の主要部(本丸・二の丸・西の丸)だけである。中曲輪の外周の中堀沿いは、門とその周辺は石垣だが、基本的には土塁であり、残っている部分と失われた部分がある。中曲輪の門跡は、石垣が良好に残されている箇所もあるが、開発のため遺構が残っていない箇所や道路によって枡形の形状が失われた箇所がある。このように、実際には「良好に残っている」とは言えない部分がある。

「外郭の東側の外濠」は中堀のことで、空堀となっていたところに水を導入し、延長約1,000mを復原した。「南側の土塁」は中堀跡の土塁のことで、終戦直後からの不法占拠物件を移転させ、土塁を復原した。

木造建造物は、建造直後からその保存のための細心の日常的な維持管理が必要となる。姫路城の建造物群も築城以来、歴代城主が修理と管理とを実施してきた。なかでも大天守は、石垣上に建つ木造で5層の屋根を重ねた巨大な高層建築であるため、特に細心の注意がはらわれた。歴代城主は、20～30年毎に垂直・水平方向の変位の調査を行い、その結果をもとに補強や修理を行った。1656年・1692年・1700年・1743年の修理では、垂直・水平方向の歪の是正・支柱の挿入等の補強工事・屋根葺替等が行われている。

19世紀後期以降の近代国家日本の時代になると、姫路城の建造物群は国が所有することになり、1910年には大天守の維持のための応急的な補強工事が行われた。1929年に国宝保存法が制定されると、それまで古社寺保存法(1897年制定)による古社寺だけを対象としていた文化財保護が、城郭建築にも広がった。これにより、姫路城の建造物群も1930年と1931年に国宝に指定された。この時、建造物群はいずれも根本

的な修理の時期に達していたので、だだちに国の直轄事業として 1934 年から 30 年間をかけて城郭全体の根本的な保存修理を行うことになった。

この修理においては、保存修理技術者が現場に常駐し、設計施工の監督を行うとともに、城郭建築全体について修理のための調査を実施した。また、学識経験者で構成される委員会を設けて、指定建造物をどのような方針で修理するかを検討した。

この修理で最も注目されるもののひとつに大天守の修理がある。この修理は、わが国の現存木造建造物では東大寺金堂（大仏殿）に次ぐ巨大な木造建造物の解体修理であった。構造・意匠の調査はもちろんのこと、特に巨大建築で問題となる垂直・水平方向の変位等の破損状況、基礎地盤の構成と地質の調査、構造上の欠陥に対する補強方法の研究等を行った。これら調査の結果、垂直・水平方向にかなりの変位があり、その原因が主として地耐力の不足にあることが判明した。また、後世補強用の支柱等が多数挿入されたこと、建具等が一部分改造されていることも判明した。地耐力不足の問題については地下岩盤に直結する鉄筋コンクリート基礎を地下に設置することとした。補強用の支柱については撤去し、目につきにくい位置に取り付けた鉄金物等による補強に取り替え、創建当初の姿に近づけた。後世改造された雑作等については、資料的に明かなものについては建立当初の姿に復原した。

天守以外の指定建造物についても同様に綿密な調査が行われ、それをもとに修理が実施された。

この修理事業の内容・調査結果・図面・写真等の記録は報告書として文化財保護委員会（文化庁の前身）が発刊した。

また、この修理事業と並行して、自動火災報知設備・消火栓設備等の防災設備を設置し、管理面での万全が図られた。

この保存事業が完了した 1964 年に、国は姫路市を指定建造物の管理団体に指定し、以後は現在まで必要に応じて屋根・外壁補修等の維持的な修理を続け保存している。

（推薦書「4. 資産の保護状態」「c) 保存修復の歴史」より引用）

推薦書の「保存修復の歴史」は、天守をはじめとする建造物群の江戸時代から現代までの修復の経緯を説明している。特に 1934 年からのいわゆる「昭和の大修理」について詳しく述べ、後世に補強・改造された部分を建築当初の状態に復原したこと、鉄筋コンクリート基礎を地下に設置したことを説明している。

i) 姫路城の建造物及び史跡の管理

指定建造物及び史跡は、文化財保護法の規定により、姫路市が管理団体に指定され（建造物 1964 年、史跡 1930 年）、国の指導のもと、その管理や保存にあたっている。姫路市では、姫路城管理条例（1964 年）を制定し、公開のための規則、車両通行禁止区域、立入禁止区域、防火に関わる体制・組織等を定めて、防災や環境整備・保全などの管理面の万全を期している。管理の実務は、姫路市役所の組織である姫路城周辺

整備本部とそれに属する姫路城管理事務所が行っている。

指定建造物については、姫路市の修理技術者が日常の維持修理事業を監督し、また防災設備を整え（付属資料 14a,b,c）、一般見学者に公開している（付属資料 14d）。

史跡地域については、1969 年に関係諸機関によって、特別史跡指定地内における現代の建物・施設の移転、指定地内の開発規制の方針が決定している（付属資料 13 史跡保存管理方針図）。この計画に基づいて、19 世紀後期以降に建築された文化財価値を損なう建物の移転事業、土地の公有化、旧状を失っていた外濠、南部土塁の復原が実施された。この方針は、さらに 1986 年に定められ公刊された史跡設備基本構想においても継続している（別添参考資料 2）。

管理の最終目標は、近世の姫路城の旧状で指定建造物及び史跡を保存するとともに、近世の姫路城を理解する上に必要な空間の確保と整備においている。史跡の大部分は、公園として公開されており、特に内郭の西端の一郭は好古園と名づけられた庭園として整備されている。この他、歴史学習の施設として姫路市立日本城郭研究センター、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館があり、見学者に公開されている。

（推薦書「4.資産の保護状態」「d）保存修復のための措置及び管理計画」より引用）

推薦書の「保存修復のための措置及び管理計画」のうち「i)姫路城の建造物及び史跡の管理」の部分は、特別史跡姫路城跡と国宝・重要文化財指定建造物の保存管理の仕組みを説明している。1969 年の文化庁、大蔵省、兵庫県、姫路市による「特別史跡姫路城跡整備管理方針」、1986 年の「特別史跡姫路城跡整備基本構想」と、それに基づく整備の実施について述べている。姫路市立日本城郭研究センター、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館は、「歴史学習の施設」として位置づけられている。

ii) 緩衝地帯の管理

姫路市は、史跡の周辺地域について、都市景観条例（1987 年）を定め、大規模建築物の建設の届出を義務づけ、それに対する指導助言を行っている。とりわけ緩衝地帯である都市景観形成地区については、史跡の性格に調和するべく、景観ガイドラインの遵守を求めている（付属資料 4）。都市計画法においては、史跡の周辺地域では用途地域を指定し、容積率、建ぺい率の規則を定めている（付属資料 15）。しかし緩衝地帯における上記の規制は、この都市計画規制に優先することになっている。

（推薦書「4.資産の保護状態」「d）保存修復のための措置及び管理計画」より引用）

推薦書の「保存修復のための措置及び管理計画」のうち「ii) 緩衝地帯の管理」の部分は、都市景観条例によるバッファゾーンの景観保全を説明している。姫路市は、都市景観条例に基づき平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定しており、その対象区域をバッファゾーンにしている。

(5) 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明

a) 世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種遺産との比較

◆評価基準 (i)

姫路城の建造物群のデザインは、木造の構造体の外側を土壁で覆い白漆喰で仕上げた単純な外観素材を用いつつ、一方で配置や屋根の重ね方では複雑な外観形態を構成しており、独特の工夫をしたものである。白鷺城の別称が示すように、その美的完成度は、わが国の木造建築のなかでも最高の位置にあり、世界的にみても他にないすぐれたものといえる。価値基準 I に該当する。

(推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a) 世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種遺産との比較」より引用)

評価基準 (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。

(「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵段落 77 より引用)

推薦書は、姫路城の建造物群のデザインについて述べ、評価基準 (i) の「人間の創造的才能を表す傑作」にふさわしいことを主張している。「独特の工夫」とあるが、白漆喰の使用と複雑な屋根の重なりは、姫路城に限らず日本の近世城郭建築全般にいえることである。世界的にみた日本の城郭建築の独自性を示しながら、姫路城の「美的完成度」がその中でも「最高の位置」であると述べている。

基準 (i) について、1993 年 10 月のイコモス勧告およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトには、次のように書かれている。

Criterion (i): Himeji-jo is a masterpiece of construction in wood. It also combines its effective functional role with great aesthetic appeal, both in the use of white-painted plaster and in the subtlety of the relationships between the building masses and the multiple roof layers.

基準(i) 姫路城は、木造建造物群の傑作である。白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成の両面において、合理的機能を、卓越した美的な魅力に結びつけている。(イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。)

⁵ ユネスコ世界遺産センターによる「世界遺産条約履行のための作業指針」(2005年版)を文化庁が仮訳したもの。文化庁が運営するウェブサイト「文化遺産オンライン」より。
(http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13)

イコモスは、姫路城を「木造建造物群の傑作」とし、基準（i）の適用を認めている。白漆喰と屋根の重なりに言及し、推薦書が述べた美的要素を認めている。「合理的機能を、卓越した美的な魅力に結びつけている」というのは、軍事的・実戦的に築かれた城郭が結果として美しい外観になっていることを指すのであろうか。

◆評価基準（iv）

姫路城がつくられた 17 世紀初頭は、日本で城郭建築が最も盛んにつくられた時代であった。姫路城は、天守群を中心に櫓・門・土塀等の建造物、石垣、濠等の土木工作物を良好に保存しており、防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城といえる。価値基準IVに該当する。

（推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a）世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種資産との比較」より引用）

評価基準（iv） 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

（「世界遺産条約履行のための作業指針」段落 77 より引用）

推薦書は、17 世紀初頭（江戸時代初期）という城郭建築が最も盛んに築かれた時代に焦点を当て、その時代を「歴史上の重要な段階」と位置づけ、姫路城を「顕著な見本」としてしている。

「資産の内容」の項目で説明されている建造物群だけでなく、土木工作物も含めて良好に保存しているとし、「防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城」であるとする。防御とは関わりのない御殿・庭園は現存しないが、防御に関わる建造物群である天守・櫓・門・土塀が国内の城郭で最もよく現存しているのは事実である。

一方、姫路城は政治・行政の拠点、城主の生活空間として、江戸時代を通じて利用されたが、そのことには触れておらず、17 世紀初頭の「防御に工夫した」軍事的な側面のみを示している。また、歴史上の重要な段階であることの意味が説明されていない。

基準（iv）について、1993 年 10 月のイコモス勧告およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトには、次のように書かれている。

Criterion (iv): It represents the culmination of Japanese castle architecture in wood, and preserves all its significant features intact.

基準(iv) 姫路城は、日本の木造城郭建築の最高点を表し、その重要な特徴を損傷なく保存している。

（イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。）

イコモスは、基準（iv）の適用を認め、「木造城郭建築の最高点」であるとしている。推薦書には「石垣、濠等の土木工作物」とも書かれているが、資産の内容の説明が不十分なためか、ここでは言及されていない。世界遺産として認められているのは、あくまで建造物部分に限られており、土木工作物も含めた城郭全体ではない。

◆評価基準（iii）

姫路城がつくられた17世紀初頭は、将軍や大名が統治する日本の封建制の時代であった。大名達は、自らの権力を誇示するために大規模な城郭を競って築いたが、姫路城は現存する最大の城郭建築であり、その壮麗な意匠は、その時代の特質をよくあらわしている。姫路城はこの時代の日本文化を理解する上で貴重な遺産といえる。価値基準Ⅲに該当する。

（推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a）世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種資産との比較」より引用）

評価基準（iii） 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

（「世界遺産条約履行のための作業指針」段落77より引用）

推薦書の「資産の内容」の記述では築城の経緯を簡単に説明しているが、歴史的背景の説明や社会的な位置づけをしていない。ここには「日本の封建制の時代」という言葉が出てきているが、歴史的背景がどのように資産と関わり価値があるか説明がされていない。自らの権力を誇示するために大規模な城郭を競って築くことを17世紀初頭の大名の特徴とし、姫路城がその城郭建築の代表であるため、日本の封建制の存在を伝承する物証として希有な存在であるとしているが、具体的な説明はない。

基準（iii）について、1993年10月のイコモス勧告では、次のように書かれている。この段階では、城郭を封建制の象徴と認めている。

Criterion (iii): The castle is a powerful and evocative symbol of the feudalism that prevailed in Japan until the Meiji restoration of 1868.

基準(iii) 城郭は、1868年の明治維新まで日本に存続した封建制を想起させる有力な象徴である。

（イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。）

しかし、1993年12月の第17回世界遺産委員会⁶の記録には、次のように記されている。

⁶ ユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲載されている「Report of the 17th Session of the Committee (1993)」より。（<http://whc.unesco.org/en/list/661/documents/>）

Himeji-jo 661 Japan c (i) (iv)

The Committee inscribed the site on the World Heritage List under criteria (i) and (iv).

(「Report of the 17th Session of the Committee (1993)」より引用)

適用する評価基準として (i) と (iv) だけが挙げられており、(iii) は除外されている。公開されている文書からは (iii) が適用されなかった理由は明らかでない⁷。現在も、世界遺産センターのウェブサイトに挙げられているのは (i) と (iv) だけである。

b) 他の同種遺産との比較

城は世界各地で築かれ多くの建造物群が残されているが、その多くは石造や煉瓦造である。姫路城をはじめとする日本に現存する 16 世紀から 17 世紀の城は、濠や石垣を除き、主要な建造物群はすべて木造で、外壁は土壁でつくられている。このためその建築様式やデザインは、世界で他に類をみない貴重なものといえる。

日本国内の他の城と比較しても、4 つの天守からなる天守群の構成や白壁でつくられた建造物群全体の意匠はとくに優れており、天守群・櫓・門・土塀の城郭の構成を示した建造物群が最もよく保存されたもので日本を代表する文化遺産といえる。

(推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「b) 他の同種遺産と比較した保存状態の評価」より引用)

推薦書には、他の同種資産との比較に該当する部分がこれだけしか書かれておらず、建造物群の様式、意匠、素材の比較にとどまっている。

まず、世界の城郭を石造や煉瓦造と規定し、それに対して日本の城郭は木造で、外壁は土壁であるとしている。このように世界からみた日本の城の独自性を説明しているが、本当にそれが「世界で他に類をみない」ものなのか比較論証していない。その上で、日本の城の中で姫路城が最も優れている根拠としては、建造物群としての意匠と保存状態を挙げているが、現存する建造物群の規模と数において国内の他の城より優れていることは事実である。

以下、推薦書は、資産の真正性について、意匠、材料、技術、環境の点から説明しているが、ここでは省略する。

⁷ 本報告書執筆後、姫路城の登録当時は評価基準 (iii) の内容が現在と異なっていたことが分かった。現在の評価基準 (iii) の「which is living or which has disappeared」となっている部分が、当時は「which has disappeared」であり、「消滅した文明または文化的伝統」に限定されていた。しかし、封建制は既に消滅した文化的伝統であり、基準が現在と異なっていたために適用が認められなかったと理解することはできない。

(6) 姫路城の登録概念

これまで推薦書の記述を順番にみてきたが、推薦書で述べられている姫路城の登録概念は、次の3点に整理できる。それぞれ評価基準(i)、(iv)、(iii)に関連した内容である。基準(i)、(iv)は登録にあたって証明され、基準の適用が認められたが、基準(iii)の該当性については証明されなかった。

◆評価基準(i)に関連して

建造物群としての価値の高さを説明している

推薦書の「資産の内容」は、建造物群のみを構成資産として目録に挙げている。白漆喰と屋根の重なりによって美しい外観を構成しており、その美的完成度は「わが国の木造建築のなかでも最高の位置」であると述べている。その結果、イコモス勧告に「木造建造物群の傑作」とあるように、建造物群としての価値が評価され、登録されている。石垣や土塁、堀などの土木工作物は、構成資産の範囲に含まれているが、その価値について説明されておらず、登録に際しては評価されていない。

◆評価基準(iv)に関連して

軍事施設として説明している

推薦書の「資産の内容」で「17世紀初頭の一連の軍事施設として歴史的配置を維持」していると述べており、17世紀初頭に焦点を当て、城の軍事施設としての役割を説明している。続いて「資産の内容」では、「見張り等の目的の櫓、城の防御のための門や土塀が周到的な配慮のもとに配置」「天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している」などと、繰り返し軍事的機能の高さを強調している。城主の生活空間、政治・行政の拠点、統治の象徴といった軍事以外の城の役割を説明していない。歴史の記述では、築城の過程とともに近代以降の歴史的経緯について述べているが、17世紀初頭の状態が保存されていることを説明するための記述である。

◆評価基準(iii)に関連して

文化的伝統や文明の存在を伝承する物証であることが証明されていない

推薦書は、築城の状況の説明にとどまっており、歴史的背景や社会的な位置づけについて説明しておらず、文化的伝統や文明の存在を伝承する物証として無二の存在であることの証明がなされていない。そのためか、登録にあたって基準(iii)は適用されていない。

2 彦根城及びその関連資産の世界遺産登録に向けての示唆

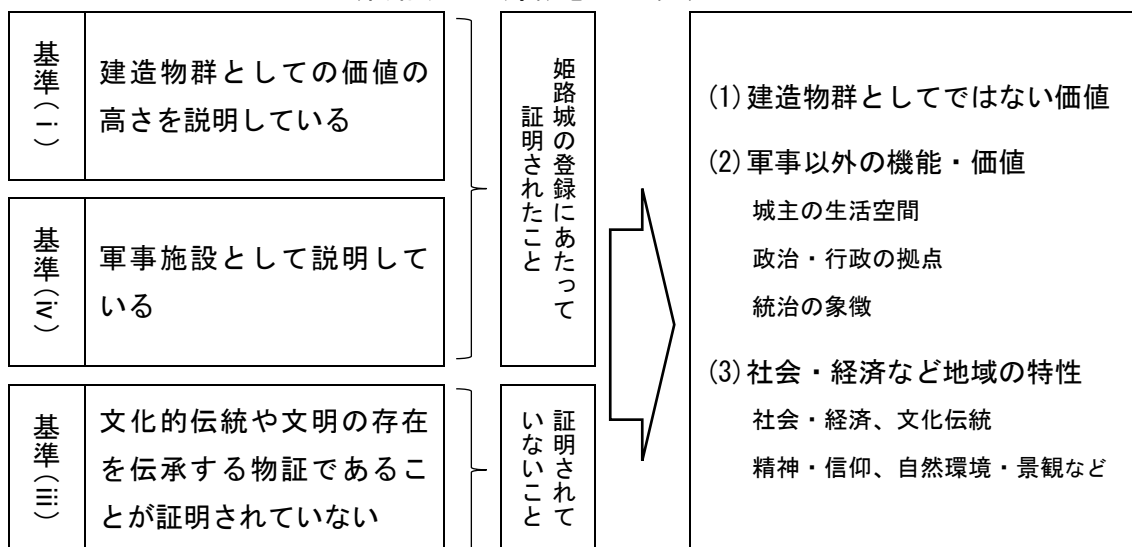
姫路城の推薦書の登録概念は、下図のように整理できる。評価基準（i）に関連して「建造物群としての価値の高さを説明している」、評価基準（iv）に関連して「軍事施設として説明している」が挙げられる。これらは、姫路城の登録にあたって証明され、基準の適用が認められたものである。一方、評価基準（iii）の適用は認められておらず、歴史的背景や社会的な位置づけは示されていない。

彦根城及びその関連資産の世界遺産登録にあたっては、姫路城とは異なる登録概念を示し、差別化する必要がある。姫路城の登録概念から示唆されることとして、次の3点が挙げられる。第一は、建造物群としてではない価値を示す必要性である。第二は、城の軍事以外の機能・価値を示す必要性である。これは、姫路城の推薦書では説明されていない城の意義に光を当てることであり、17世紀初頭という築城年代だけではなく、幅広い年代を視野に入れ検討することである。第三は、社会・経済など地域の特性を示す必要性である。城だけにとどまらず、地域全体の資産や景観に目を向けることで、姫路城の推薦書では示されていない普遍的価値を提示することができると考えられる。

以上を姫路城との差別化ととらえ、以下にその方向性を整理する。

検討にあたっては、彦根城と姫路城の比較表（18～25頁）を作成したので、これを参考資料とする。比較表では、「城郭の概要」「城郭の歴史」「城郭の建造物」「城郭の縄張・土木工作物」「軍事以外の機能・価値」「社会・経済」「文化伝統」「精神・信仰」「自然環境・景観」について比較した。

姫路城の登録概念が示唆すること



(1) 建造物群としてではない価値について

姫路城の推薦書は建造物群としての価値の高さを説明しており、イコモス勧告でも「木造建造物群の傑作」と認められている。このことから、建造物群としての価値を訴えるのではなく、建造物群としてではない価値を示すことの必要性が示唆される。

基本的には、近世城郭を扱うという意味では、天守をはじめとする建造物は中心的な構成資産になるが、その建造物群としての形や規模という価値や、そこから見受けられる美的完成度を説明するのでは姫路城と差別化することができない。建造物群からうかがえるそれ以外の価値を導き出すための視点が不可欠である。そのため、建造物群を中心とした城とその構造全体が、社会においてどのように位置づけられ、またどのような役割を果たしていたのかに重点を置いて価値を説明し、姫路城とは異なる価値を示す必要がある。

(2) 軍事以外の機能・価値について

姫路城の推薦書が17世紀初頭の軍事施設として価値を説明していることから、その時代だけに限定して同様の価値を問うことはできない。したがって、城が果たした軍事以外の機能・価値に目を向け、城が社会においてどのような意味を持ったのかを説明する必要がある。

軍事以外の城の機能・価値として、次の3つの柱をあげたい。

a) 城主の生活文化空間としての機能・価値

戦争のない時代の城郭には、城主の日常生活や文化的、精神的生活を含めた生活文化空間としての機能・価値が考えられる。姫路城では、本丸、西の丸、三の丸、中曲輪に御殿が造営されたが、すべての建造物が現存しておらず、城主の生活文化をうかがい知ることができない。

b) 政治・行政の拠点としての機能・価値

織田信長による安土城築城以後、天守を中心とする城郭は政治・行政の拠点として位置づけられ、江戸幕府成立以後、その形態はよりシステム化された。城の中心的な御殿が政庁として利用され、城主とその家臣によって領国の政治・行政が行われた。また、城本体以外にも、城内または城下町に各種の役所が置かれ、利用されている状況があった。姫路城にはそれら政治・行政に関わる資産がすべて現存しておらず、当時の政治・行政のありかたを示すことができないため、そこから見た機能・価値を検討する必要がある。

c) 統治の象徴としての機能・価値

天守を中心とする近世城郭は、時代を追うごとに「見せる城」としての色彩が濃くなり、家臣や領民に城主の存在を意識させ、シンボルとして精神的に統合する役割を果たしたといわれている。象徴としての機能は、姫路城の推薦書では言及されていない。民から見た城の機能と価値という視点で検討する必要がある。

(3) 社会・経済など地域の特性について

姫路城の推薦書が社会・経済など地域の特性に言及していないことから、それらを説明することで、姫路城とは異なる価値を構築することができる。姫路城は城郭建造物群のみを資産として挙げているが、地域の特性を説明するためには、構成資産を城のみに限定せず、城下町や周辺地域に広げていく必要がある。

姫路城の推薦書では触れられていない分野の例として、次のような視点をあげ、価値を示すことができる。

a) 社会・経済の視点

社会・経済の視点としては、城と城下町を合わせた都市構造や周辺地域とを結ぶ交通網などによる交流を説明することが考えられる。

姫路は、開発と戦災によって城下町の建造物がほとんど残っていない。江戸時代の町割や一部の建造物が残っているところはあるが、外曲輪南部のバッファゾーンから外されている地域をはじめ、町の姿が大きく変えられている。旧城下町の大部分がバッファゾーンに含まれ、城下町と瀬戸内海をつなぐ運河だった船場川も存在するが、推薦書では説明されていない。

都市構造や交通網により、城下町が領国の経済の中心地として繁栄したこと、街道や河川、海・湖を利用して物資の輸送や文化の交流が行われたことを示すことができ、城を中心とする地域社会全体の機能と価値を説明できる可能性がある。

b) 文化伝統の視点

城郭施設以外の資産として、庭園、寺社、芸能などの文化伝統に関わる資産が考えられる。

姫路城ではすべての御殿が現存せず、元禄から宝永年間に描かれた「播州姫路城図」では向屋敷に池泉回遊式庭園があったことがうかがえるが、現在は三の丸広場（更地）、市立動物園の敷地の一部になり、現存していない。現在、姫路城の中曲輪に好古園という庭園があるが、これは平成4年に開園したもので、歴史的な庭園ではない。また、城主に関わる寺社の現存例も少なく、他に藩窯の東山焼があるが取扱われていない。

文化伝統に関わる資産によって、地域に根付き、成熟した文化を説明することが考えられる。茶の湯、能、藩窯などの城主が中心になって成熟した文化、地域間の交流や外国の影響を示す文化、城が築かれる以前から営まれていた地域固有の生活文化などを総合的に示すことができる。

こうした文化は、構成資産のほか、博物館の収蔵品などの動産の文化財によって説明することができる。また、現在まで市民が担い手となって受け継がれているなど、現代への継承と将来性についても論究することができる。

c) 精神・信仰の視点

精神・信仰という視点からも価値を検討する可能性と必要性がある。

ここでは、城下町や周辺地域に所在する寺社だけでなく、有形・無形の文化財によって、人々の精神・信仰を説明することが考えられる。湖や山々、森、農村などの景観も、精神・信仰を形成する上で重要である。このことで、城と城主を中心とした祖先崇拝や祈祷だけでなく、城が築かれる以前から続く地域の人々の精神文化、自然への信仰を示すことができる。

d) 自然環境・景観の視点

大きな視点としては、周辺の自然環境や景観との関わりを説明することが考えられる。

姫路城は、市川と夢前川の流れる播磨平野の中央に位置し、北には広峰山などの山々、南には瀬戸内海が見える。城に近接して男山、景福寺山があり、バッファゾーンに含まれているが、これらの自然環境、景観について推薦書は述べていない。

城と庭園、城下町は、自然環境を利用して築かれたというだけでなく、自然と調和して景観がつくられている。庭園の風景が園内で完結せず、園外の眺望（借景）を含めて設計されていたことは、その一例である。また、周辺の山や湖は、単に自然として存在しているだけでなく、和歌などの芸術作品の題材になるなど、文化的な意味を持っている。そこで営まれている生活文化もある。それらを含めて、城や庭園と一体となって景観が形成されていると考えられ、価値を位置づけることができる可能性がある。

姫路城の推薦書に述べられていることは、城の全体構成や機能の中の一側面である。姫路城に残されていない資産、推薦書に説明されていない資産を含めて城の軍事以外の役割を説明することはもとより、城下町と周辺地域に残る城以外の資産を対象を広げ、社会・経済、文化伝統、精神・信仰、自然環境・景観などを含めた視野を持つことが重要である。

【参考資料】彦根城・姫路城 比較表

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の概要	資産所有者	国（文部科学省所管） 管理団体 姫路市 （一部は兵庫県、姫路市及び民間企業の所有地）		彦根市 （一部は国、滋賀県、個人の所有地）
	法的保護	特別史跡 国宝（天守群 8 棟） 重要文化財（櫓 27 棟・門 15 棟・土塀 32 棟）		特別史跡 国宝（天守） 重要文化財（太鼓門櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓、佐和口多聞櫓、馬屋） 名勝（玄宮楽々園）
	面積		107.8ha （特別史跡指定範囲）	48.8ha （特別史跡指定範囲）
	城のタイプ		平山城 姫山（標高 45.6m）	平山城 彦根山（標高 138.8m） 琵琶湖からの比高は 53.2m
	立地	「古来西日本の交通の要衝にあたる」	東に市川、西に夢前川、北に広峰山。山陽道をはじめ、因幡街道、津山街道、但馬道などをおさえる要衝。	西に琵琶湖、北に松原内湖、南に芹川。佐和山を隔てて中山道が通り、そこから分岐する彦根道を城下に引き入れている。北陸・東海方面と京都をつなぐ結節点。
	城郭全体の構成	「二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける」	・螺旋状の三重の堀（内堀・中堀・外堀）によって、姫山を中心に内曲輪・中曲輪・外曲輪に分けられる。	・琵琶湖につながった三重の堀（内堀・中堀・外堀）によって、彦根山を中心に第一郭・第二郭（内曲輪）・第三郭（外曲輪）に分けられる。
城郭の歴史	城主	<ul style="list-style-type: none"> ・池田氏（1600～） 輝政の妻は家康の次女 ・本多氏（1617～） 忠政は本多忠勝の子。忠政の子忠刻は千姫の夫。 ・松平氏（1639～） ・松平氏（1648～） ・榊原氏（1649～） ・松平氏（1667～） ・本多氏（1682～） ・榊原氏（1704～） ・松平氏（1741～） ・酒井氏（1749～） 大老四家の一つ。最後の大老酒井忠績を輩出。幼少者が跡を継ぐと転封になり、入れ替わりに成人した大名が入封。譜代の名門または家門に限定。譜代大名最西端、西国の押え。	<ul style="list-style-type: none"> ・井伊氏（1601～） 転封なし。譜代筆頭、徳川将軍家の筆頭家臣。直孝、直澄が政務参与。直興（直該）、直幸、直亮、直弼が大老。 	

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の歴史	石高		52万石（池田輝政の入封当時） 15万石（本多時代以降）	18万石（井伊直政の入封当時） 30万石（直孝時代以降）
	築城の経緯	16世紀末 羽柴秀吉により築城 1601～1609年 池田輝政が築造し直す 1617年以降 本多忠政が西の丸を改修	・貞和2年（1346年）赤松貞範、姫山に城を築いたと伝わる（後の姫路城）。 ・天正9年（1581年）羽柴秀吉、姫路城の基礎となる3重の天守を築く。 ・慶長6年（1601年）池田輝政、姫路城の大改築に着手。 ・元和3年（1617年）本多忠政により、現在に見る姫路城の全容が完成。	・慶長6年（1601年）井伊直政、佐和山城主となる。 ・慶長9年（1604年）井伊直継、彦根城築城に着手。 ・元和8年（1622年）井伊直孝により、城下町を含めた彦根城の全容が完成。
	築城工事の特徴		・秀吉が姫山に築いた天守を取り壊し、改めて5重6階の天守を築城。 ・自然の河川を利用したのは外堀西側の船場川のみ、その他は開削。 ・羽柴時代は大手が東で、それを池田時代に南に変えた可能性。	・石田三成の佐和山城を廃し、彦根山に新たに築城。 ・天下普請で築かれた城（慶長期の前期工事）。 ・リサイクルの城（天守、太鼓門櫓、天秤櫓、石垣等）。大津城、佐和山城などを破却して、その材料を再利用して築城されている。 ・芹川の付け替え。旧流路や湧水を利用して外堀をつくった。
	明治時代の城郭保存	「新政府の軍用地（国有地）となり、内郭西端の一郭にあった御殿や外郭の建物（武家屋敷）が除かれ、陸軍師団司令部施設や兵舎が建設された。」 「陸軍大佐であった中村重遠らの努力により保存」	・中村重遠陸軍大佐が陸軍卿山縣有朋に姫路城の保存を太政官に上申するよう願い出て保存された。	・明治天皇の北陸巡幸に同行した大隈重信が彦根城に立ち寄り、その消失を惜しみ天皇に保存を願い出て解体が中止された。
	第二次世界大戦	「幸い空襲にあわず」	・城下町は空襲の被害を受けたが、二の丸から内側には被害がなかった。	・城下町近郊の工場等は空襲の被害を受けたが、城と城下町の町並みは被害がなかった。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の建造物	天守	大天守、東小天守、乾小天守、西小天守、イの渡櫓、ロの渡櫓、ハの渡櫓、ニの渡櫓（国宝） 「5層の屋根を重ねた大天守と3層の屋根を重ねた東小天守・乾小天守・西小天守の4つの建物を4隅に置き、それぞれを廊下状の櫓でつないで、四角の形に建物を配置する。」	・連立式天守 大天守と小天守3棟を渡櫓でつないでいる。 ・5重6階地下1階（望楼型） 天守は、地階から6階の床下までを通る直径2mに近い東西2本の心柱で支えられている。 ・天守（大天守）の高さ 石垣14.85m、建物31.50m	・複合式天守 天守に付櫓が附属している。 ・3重3階地下1階（望楼型） 通柱を用いず、各階ごとに積み上げていく方式をとっている。 ・天守の高さ 石垣4.46m、建物15.53m
	櫓	化粧櫓、トの櫓、井郭櫓など27棟 「見張り等の目的の櫓」 「天守群の北側に建つ櫓は、戦争時に城にたてこもる際に必要な食糧等の物資の貯蔵のための建物である。」（北腰曲輪の櫓群）	・化粧櫓、トの櫓、井郭櫓など27棟 内曲輪主要部に集中的に現存。二重櫓、渡櫓など。	・太鼓門櫓 ・天秤櫓 ・西の丸三重櫓 ・佐和口多聞櫓
	門	菱の門、いの門、ろの門など15棟 「天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防衛の万全を期している。」 「とくに天守群に近い門は、土堀の一部を利用した簡略な形で、城を襲撃する外敵の目をあざむくように工夫されている。」（埋門を指す） 「南端の一郭の東端の門は池田時代以前の1599年の建築である。」（上山里曲輪・りの門）	・菱の門、いの門、ろの門など15棟 内曲輪主要部に集中的に現存。櫓門、高麗門、棟門、埋門など多様な様式。枘形虎口になっているのはとの一門・との二門のみ。場所がわかりにくい、極端に狭い、鉄扉であったりなど形態は様々で非常に進みにくいようになっている。	・太鼓門櫓、天秤櫓に付属する門が現存。
	土堀	32棟 「区画の境に土堀が建っている。土堀の途中に門を開く。」	・32棟 内曲輪主要部に集中的に現存。櫓、門に付属。	現存せず
	その他建造物			・馬屋（重要文化財） 城郭の馬屋としては全国で唯一の現存例。
	建造物の意匠	「芸術性の高い優れた意匠」 「すべて木造、瓦葺で、白色の土堀で統一された優美な外観」	・天守 外壁はすべて白漆喰。屋根瓦の継ぎ目にも白漆喰を使用。入母屋破風、千鳥破風、唐破風、出格子窓で装飾。小天守は花頭窓がある。	・天守 切妻破風、入母屋破風、唐破風、花頭窓、高欄付廻縁などの装飾を多用し、井伊家の格式を示す。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
	建造物の軍事的特徴	「土塀や櫓には、丸・三角・四角の銃眼が開いており、防御を目的とする城郭建築の特徴をよくあらわすとともに、独特の意匠をつくりだしている。」	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄砲狭間（天守、櫓、土塀） ・石落（天守、櫓） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄砲狭間は、天守、天秤櫓では隠し狭間になっており、軍事的な面を見せないようにしている。 ・石落はない。
城郭の縄張・土木工作物	縄張	<p>「城の防御のために徐々に高くなるように地形が区画」</p> <p>「天守群の東側の道は、わざと曲がりくねって急勾配にし、敵を通りにくくした、城の防御を考慮したつくりである。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・渦郭式縄張 防御線が3重の螺旋形になった螺旋式縄張。他には江戸城だけに見られる。外堀の西側は船場川を利用。 ・姫山（本丸）と鷲山（西の丸）という2つの山を利用。築造時期の違いにより縄張が異なる。 ・城内道は、敵が大天守を目指すには遠回りしなくてはたどり着けないようになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連郭式縄張（第1郭） 主な郭をその山背に沿って一直線に配置する連郭式縄張。 ・大堀切、登り石垣と堅堀、切岸により、山上・山腹・山麓を一体的に防御する仕組み。 ・近世初期に築城されたが、大堀切など中世以来の山城の防御構造も有している。
	石垣		<ul style="list-style-type: none"> ・羽柴時代・池田時代・本多時代とその後の修復の石垣がみられる。 ・古墳の石棺、石塔、石臼、墓石などの転用石。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸・鐘の丸・西の丸・井戸曲輪の高石垣。 ・内堀沿いの鉢巻・腰巻石垣 ・特別史跡内は石垣がほぼ残っている。
	門跡		<ul style="list-style-type: none"> ・内曲輪は石垣や礎石などが現存。 ・大手門は1938年再建のもので、位置や大きさは本来のものとは異なる。 ・中堀沿いは石垣の一部が現存。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡内の門跡は、石垣や礎石などが現存。大手門・表門などは枳形虎口の形状が明瞭。 ・外堀の門跡は、長曾根口御門跡を公有地化、発掘調査済み。門の部材の一部が現存し、復元計画あり。他の門跡は道路形状などが残るのみ。
	内堀		<ul style="list-style-type: none"> ・作事場付近を除き、ほぼ完全に残っている。 ・三国堀（捨堀） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ完全に残っている。
	中堀		<ul style="list-style-type: none"> ・南側は埋め立てられている。土塁を一部復元。 ・東・北・西側は残っているところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ完全に残っている。
	外堀		<ul style="list-style-type: none"> ・大半が埋め立てられている。東側は水路として現存。 ・土塁は消失。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明治～昭和にかけて埋立。 ・土塁の一部が現存（特別史跡追加指定予定）。地形や水路の痕跡によりほぼ全体をたどれる。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
軍事以外の機能・価値	御殿	「天守群の南の一郭、備前丸は、現在は空地になっているが、もとは城主の居館が建っていたところである。これらの建物は、1882年に火災で焼失した。」 「内郭の西端の一郭は、本多忠政が整備したところで、現在は外廻りの櫓・土塀を残すだけで敷地は庭園となっているが、もとは城主の居館・御殿が建っていた。この部分の建物は、1874年に軍隊の兵舎設置のため撤去された。」	<ul style="list-style-type: none"> ・備前丸の御殿跡 ・西の丸の御殿跡 ・三の丸本城（居城）跡 ・三の丸向屋敷跡 ・三の丸武蔵野御殿跡 ・東屋敷跡 ・樹木屋敷（西屋敷）跡 建造物、庭園ともにすべて現存しない。史跡公園などになっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御広間跡 表御殿の前身。礎石列も出ており、また、図面でも確認できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・表御殿跡 彦根藩の政庁。地下遺構が現存、発掘調査済み。彦根城博物館として外観復元。一部木造復元。 <ul style="list-style-type: none"> ・槻御殿（玄宮楽々園） 下屋敷。御書院棟、地震の間、楽々の間など奥向の建造物の一部が現存。 <ul style="list-style-type: none"> ・お浜御殿 下屋敷。改変が著しいが、建造物の一部が現存。
	政庁		<ul style="list-style-type: none"> ・三の丸本城（居城）跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・表御殿跡
	統治の象徴			<ul style="list-style-type: none"> ・大隈重信に旧彦根藩士が「曾ては一朝事ある其の時は君公の御前に罷り出て、天晴れ忠勤を抽でやうと思つて、我等の祖先が三百年間仰ぎ見た彼の天主閣」と語る。（『朝日新聞京都附録』大正3年5月16日）
社会・経済（城下町・交通）	城下町の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・慶長6年（1601年）の姫路城築城とともに建設が始まった。城を中心に左へ螺旋状に内曲輪、中曲輪、外曲輪と三重の堀を巡らせ、外堀で町全体を囲む「総構え」の城下町が完成したが、太平洋戦争の空襲でそのほとんどが失われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・17世紀初頭に善利（芹）川の流路を付け替え、沼や淵などの湿地を埋め立てて計画的に建設。 ・外堀の大部分は埋め立てられているが、現在も町割の遺構をよく留めている。
	城下町の人口		町人 約1万4000人 （19世紀初頭）	約3万6～7000人 （江戸時代中期以降） 武士2万人、町人1万6～7000人
	第2郭		（中曲輪） <ul style="list-style-type: none"> ・上中級武家屋敷。 ・明治時代に軍用地となったときに撤去され、屋敷割の痕跡すらとどめていない。 	（内曲輪） <ul style="list-style-type: none"> ・槻御殿、上級武家屋敷、藩校弘道館、馬屋。槻御殿・馬屋のほか、上級武家屋敷の建造物の一部と屋敷割が残る。 ・旧西郷屋敷長屋門（市指定文化財） ・脇屋敷長屋 ・旧木俣屋敷

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
社会・経済 (城下町・交通)	第3郭		<p>(外曲輪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町家、下級武家屋敷、足軽・中間・小者の組屋敷。 ・江戸時代の町割を基本にしつつも、新しい道路が多数つくられている。 ・空襲により大部分が被災。 ・下級武家屋敷の地域は狭い道幅が維持されている。 	<p>(外曲輪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町家、武家屋敷など。道路の拡幅等はあるが、基本的な町割はそのまま。 ・武家屋敷...埋木舎、旧池田屋敷長屋門（市指定）、旧鈴木屋敷長屋門（市指定） ・町家...旧広田家（市指定） <p>ほか旧魚屋町にまもって現存。他の地域にも点在。</p>
	郭外		<ul style="list-style-type: none"> ・城下町西端の西国街道周辺の船場地区、北東の生野街道に沿う野里地区は、戦災を免れて町家が残っている。ただし開発が進んでおり、連続的な町並みの景観は残っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町家、下級武家屋敷、足軽組屋敷など。道路の拡幅等はあるが、基本的な町割は変わっていない。 ・武家屋敷...大村家住宅（市指定）ほか。 ・町家...河原町・芹町（伝建選定予定）、七曲がり。 ・足軽組屋敷...辻番所（市指定）ほか40棟程度現存。
	陸上交通		<ul style="list-style-type: none"> ・西国街道（山陽道）が城下に引き込まれた。畿内と中国・九州方面を結ぶ主要経路。 ・西国街道から分岐し、美作道、但馬道、有馬道、室津道、飾磨津道などがあつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根城下と中山道の鳥居本宿・高宮宿をつなぐ道が整備され、城下には伝馬町も設けられた。 ・中山道の他にも、下街道（巡礼街道）や朝鮮人街道が彦根の城下町を經由していた。城下町には、朝鮮通信使の宿舎となった寺院（宗安寺など）も存在。
	水上交通		<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海の室津、飾磨津、高砂、家島の港。 ・池田輝政が城下と飾磨津を結ぶ運河を計画（三左衛門堀）。 ・本多時代に三左衛門堀を放棄し、飾磨津と結ぶ運河として船場川を整備。船場川や舟入跡の遺構が残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖を利用した城彦根城の三重の堀は、いずれも松原内湖を通して琵琶湖と繋がっていた。幕府の天領で収穫された米は、琵琶湖・松原内湖の水運を利用して彦根城内の米蔵に運び込まれた。城下町にも水夫たちの居住区域（水主町）や琵琶湖の水運を通して運ばれた物資を扱う船町などを発達させた。 ・内湖の利用 <p>藩主の彦根・江戸への往来のとき、松原内湖から入江内湖に入り米原へ行っており、松原内湖は彦根藩の公用の湖上ルートにもなっていた。内湖を船でお浜御殿、清涼寺、大洞弁財天へ移動することもできた。</p>

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
文化伝統	庭園		・三の丸向屋敷跡に大規模な庭園があったが現存しない。三の丸広場、動物園の敷地になっている。	・表御殿庭園（復元） ・玄宮楽々園（名勝） 大規模な池泉回遊式庭園。大名庭園の典型。 ・お浜御殿（名勝） 江戸時代後期の下屋敷庭園。汐入式。
	文化に関わる城内の建造物			・表御殿能舞台（市指定文化財） 元の位置に移築・復元。1800年建築。
	教育に関わる資産		・藩校好古堂 遺構は現存しない。 ・仁寿山校 家老の河合道臣が創設した私立の学問所。井戸と土塀跡が現存。	・彦根藩藩校弘道館の講堂が現存している。金亀会館（市指定）。 ・弘道館跡の地下遺構の一部は発掘調査済み。講堂の遺構は金亀会館と一致。 ・城主の子弟を養育する場だった埋木舎。井伊直弼が青年期を過ごし、文化的・精神的修練を積んだ。茶室などが現存。
	藩窯		・東山（とうざん）焼 東山焼燈籠（西源寺）、東山焼窯跡（糸引地区）	・幕末に彦根藩で盛んに焼かれた湖東焼窯場跡（県指定史跡）が残っている。
	動産・無形文化財			・彦根城博物館の収蔵品（彦根屏風、茶道具、能面・装束、雅楽器、湖東焼） ・茶道、能・狂言、湖東焼は、現在も市民が担い手となって受け継がれている。
精神・信仰（寺社）	大名墓 菩提寺		・書写山円教寺 本多家の墓所。藩主 5 人の五輪塔を覆う廟屋（県指定文化財）が現存。1622年、本多忠政が食堂（重文）を大修理。榊原家廟所、松平大和廟がある。 ・随願寺 榊原家菩提寺。元禄年間建立の本堂ほか（重文）。榊原忠次墓所唐門（重文）。榊原忠次、政邦墓所（市指定史跡）。池田輝政供養塔。 ・景福寺 酒井家の菩提寺。藩主夫人の墓（藩主の墓は江戸）。	・清凉寺 井伊家の菩提寺。彦根藩主井伊家墓所（国指定史跡）。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
精神・信仰（寺社）	城主を祀る神社		・射楯兵主神社（播磨国総社） 藩主が信仰。酒井家の祖霊を祀る即是堂があったが、現存しない。空襲を受け、社殿が建て直されている。	・旧井伊神社（市指定） もとは龍潭寺内の井伊谷八幡宮。祖先崇拜。 ・天寧寺観徳殿 井伊直中彫像を安置。荒神山神社に現存。
	城主の祈禱寺院			・長寿院（大洞弁才天） 弁才天堂（重文）、伽藍（県指定）。領民から寄付を集め、元禄年間に建立。 ・北野寺
	その他城主に関わる寺社			・宗安寺 井伊直政正室の両親の菩提所。朝鮮通信使宿所。 ・龍潭寺 ・大信寺 ・長松院 ・蓮華寺
	地域の有力寺社		・亀山本徳寺 ・船場本徳寺 本多時代に再興。松平家、榊原家が境内地など寄進。	・多賀大社 ・竹生島 ・領内の真宗寺院
自然環境・景観	城周辺の自然環境		市川、夢前川が流れる播磨平野の中心。	琵琶湖、松原内湖とつながっている。芹川の流路を付け替えている。城と城下町は、芹川によって形成された三角州、氾濫原・後背湿地に位置している。芹川の旧流路、湧水を外堀に利用。
	城からの眺望		北に広峰山などの山々、南に瀬戸内海が見える。	湖国の風景を一望。佐和山・鞍掛山・荒神山・磯山などの近くの山々、観音寺山・霊仙山・伊吹山・比叡山などの遠方の山々、松原内湖、琵琶湖、沖島・多景島・竹生島などの琵琶湖の島々を眺望できる。
	庭園からの眺望			・玄宮楽々園からの眺望 松原内湖を介した遠景が園内からの眺望として成立。近くの山々に加え、伊吹山など。（玄宮園外図）

彦根城世界遺産登録作業グループ報告書

姫路城との差別化（1）

－彦根城及びその関連資産の世界遺産登録への示唆－

平成 27 年（2015 年）8 月

彦根城世界遺産登録作業グループ

滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

彦根市教育委員会事務局 文化財部

彦根城世界遺産登録推進課（事務局）

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町 1-38 彦根市民会館内

TEL 0749-26-5834（直通）

FAX 0749-27-3554

E-mail hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp